二　尾灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に尾灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後部霧灯）

第207条　（略）

２～４　（略）

５　後部霧灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後部霧灯を自動車に取り付けた状態において、当該後部霧灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　後部霧灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部霧灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（駐車灯）

第208条　（略）

２～４　（略）

５　駐車灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　駐車灯を自動車に取り付けた状態において、当該駐車灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　駐車灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に駐車灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後部上側端灯）

第209条　（略）

２～４　（略）

５　後部上側端灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後部上側端灯を自動車に取り付けた状態において、当該後部上側端灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　後部上側端灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部上側端灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後部反射器）

第210条　（略）

２～４　（略）

５　後部反射器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後部反射器を自動車に取り付けた状態において、当該後部反射器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、反射光の色及び明るさに係る基準に適合すること。

（後部霧灯）

第207条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（駐車灯）

第208条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（後部上側端灯）

第209条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（後部反射器）

第210条　（略）

２～４　（略）

（新設）